

農林漁業法人等投資育成制度Q & A（令和7年4月1日時点）

【農林漁業法人等向け】

問1 投資円滑化法の目的は何ですか。

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）は、「農林漁業及び食品産業の事業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るとともに、農林漁業及び食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に対し資金供給を行い、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に寄与すること」（第一条）をその目的としています。この法律に基づいて農林漁業法人等投資育成事業を行う者から出資を受けた農林漁業法人等は、その目的に沿った形で出資金を活用していただく必要があります。

問2 「農林漁業法人等投資育成事業」「農林漁業法人等投資育成制度」とは何ですか。

「農林漁業法人等投資育成事業」とは、

- （ア）株式会社又は投資事業有限責任組合（LPS）が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業
- （イ）農林漁業法人等への経営又は技術指導

を行うものであり、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていくものです。

「農林漁業法人等投資育成制度」とは、投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けて、農林漁業法人等投資育成事業を行う制度です。

問3 出資を受けることができる「農林漁業法人等」とはどのような法人ですか。

以下の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する法人であって、当該法人の事業活動が、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を有する者です。

(イ) 農業法人

農事組合法人又は株式会社等（株式会社又は持分会社）であって農業を営むもの（公庫の出資を受ける場合は、認定農業者に限る）

(ロ) 林業法人

株式会社等であって林業を営むもの

(ハ) 漁業法人

株式会社等であって漁業を営むもの及び漁業生産組合

(ニ) 食品産業法人

農事組合法人又は株式会社等であって、農林水産物若しくは食品の製造、加工、流通、販売若しくは輸出又はこれらを飲食させる事業を営むもの

(ホ) 支援法人

農事組合法人又は株式会社等であって、(イ) から (ニ) までの者が営む事業の合理化・高度化などの改善の支援、その他の農林水産業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業として農林水産省令で定めるものを行うもの（問5参照）

問4 出資を受ける農林漁業法人等に求められる、当該法人の営む事業活動に関する具体的な目標とは何ですか。

投資対象となる事業者は、事業活動を通じて、「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与」が求められます。

農業法人、林業法人、漁業法人及び食品産業法人は、自らの事業活動を健全に発展させることが、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に直接的に寄与することから、自社の健全な発展に繋がる取組を目標としてください。

一方、支援法人は、農林漁業法人や食品産業法人に対する支援を通じて、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に間接的に寄与することから、その持続的な発展に繋がる支援の取組を目標としてください。また、外国法人は、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に繋がる目標としてください。

この目標については、農林漁業又は食品産業の拡大、付加価値の向上、費用の低減、農林漁業又は食品産業に関する国民の理解の増進、環境への負荷の低減などが該当すると考えられます。また、この目標は、可能な範囲でできるだけ定量的な目標値又は活動指標である必要があります。投資判断にあたり事業計画の精査を行う過程で、その内容について確認を行ってください。なお、農業分野であれば農業経営改善計画などに記載のある営農活動や農業経営の規模拡大が当てはまると考えられます。

別表に目標の例を挙げていますが、判断に迷う場合には、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政

策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にご相談ください。

※出資を受ける際に作成する事業計画において、上記事項についてできるだけ定量的に記載する。

問5 問3の（ホ）支援法人の事業活動について、農林水産省令で定めるものとは何ですか。

投資円滑化法施行規則第1条に定める、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動のことであり、具体的には、下記（イ）のいずれかの事業活動により下記（ロ）のいずれかの事業効果が発現することが求められます。

（イ）事業活動

- 一 農林漁業又は食品産業の事業者の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する技術の開発又は提供を行う事業活動
- 二 農林水産物又は食品に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものを電気、熱その他のエネルギーに変換する事業活動
- 三 農林漁業又は食品産業の体験を提供する事業活動
- 四 持続性の高い農林漁業の生産方式の導入、食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の排出の抑制その他の持続可能な農林漁業又は食品産業の形態の確保に資する事業活動

（ロ）事業効果

- 一 我が国農林漁業又は食品産業の事業者の事業の拡大、付加価値の向上又はこれらに要する費用の低減
- 二 我が国農林漁業又は食品産業に関する国民の理解の増進又は環境への負荷の低減
- 三 その他の我が国農林漁業又は食品産業の持続的な発展への直接的な寄与

※出資を受ける際に作成する事業計画において、上記事項についてできるだけ定量的に記載してください。

※我が国の農林漁業又は食品産業の健全な発展を阻害しない事業に限ります。

問6 出資を受ける農林漁業法人等は、外国法人でも構わないのですか。その場合の要件はありますか。

問3～5に記載のとおり、当該法人の事業活動が、我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与するものであれば、我が国の農林漁業又は食品産業の事業者の健全な発展を阻害しない範囲で、外国法人も本制度の対象となり得ます。

具体的には、下記（イ）及び（ロ）のいずれの事項も確保されている必要があります。

（イ）我が国の農林漁業又は食品産業の事業者と取引、資本その他の面での密接な関連性を有するものと認められること。

（ロ）我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与に関する具体的な目標を定めること。

なお、出資の要件は投資主体ごとに異なりますので、各投資主体にお問い合わせください。

問7 投資先事業者の営む事業活動に関する具体的な目標を定めるべき主体は、投資先事業者と投資主体のどちらですか。

投資先事業者が定めることとされておりますが、投資先事業者と投資主体との相談の中で、投資主体側から提示した目標を、投資先事業者が自らの目標と認識して事業活動を行えば問題ありません。

なお、目標は、必ずしも投資先事業者との契約書に盛り込む必要はありませんが、投資主体と投資先事業者との間で認識の相違が生じないように、文書で共有してください。

問8 新たに農林漁業法人等を設立する場合など、投資前には農林漁業法人等に該当せず、投資後に農林漁業法人等に該当する見込みである法人に対して投資を行うことは可能ですか。その場合、どのような点に留意する必要がありますか。

投資前に農林漁業法人等に該当しない場合であっても、投資後、

（イ）新規に農林漁業法人等を設立する場合

（ロ）農林漁業法人等に該当しない既存の法人が、新規に農林漁業、食品事業、又はこれらに寄与する事業（支援事業）に参入する場合

（ハ）農林漁業法人等に該当する子会社等を有しない持株会社が、新規に農林漁業法人等に該当する子会社等を有する場合

（ニ）日本企業と密接な関連性を有しない外国法人が、新規に日本企業と業務提携を行うこと等により、密接な関連性を有することとなる場合

等の場合は、本制度に基づく投資対象となり得ます。

これらの場合においては、投資後に農林漁業法人等に該当することとなると見込まれる根拠を、投資主体の責任において整理していただくとともに、投資先事業者が農林漁業法人等として営む事業活動に関して、具体的な目標を定める必要があります。

問9 本制度の出資金を、6次産業化の取組に活用することは可能ですか。

問6のとおり、資金使途に制約はなく、法人の行う農林漁業生産のみならず、その法人自身が6次産業化に取り組むなど、幅広い活用が可能です。さらに、本制度の出資金を受けた農林漁業法人等がパートナー企業との共同出資により6次産業化事業体を設立する場合の出資原資として活用することも可能です。

問10 出資を受けるとどのようなメリットがあるのですか。

一般的に、出資を受けることにより、農林漁業法人等の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながり、金融機関等からの融資を受けやすくなることが考えられます。

さらに、投資主体である大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることも可能です。

また、特に食品産業分野については、農林水産省（大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課）が窓口となり、フードバリューチェーンに関わる各種施策の紹介等のサポートを行います。

問11 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合からの出資金の使途に制約はありますか。

原則として出資金の使途に制約はありませんが、農林漁業又は食品産業の持続的な発展に資する範囲に限ります。判断に迷う場合には、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にご相談ください。

なお、投資主体から出資を受ける際に、その使途について投資契約において定めが置かれた場合（例えば、設備投資に限る。）は、当該契約の内容に従う必要があります。

問12 融資を受けるのがいいか、出資を受けるのがいいか、どうやって判断したらいいのですか。

融資の場合は、融資を受けた先の利益の有無にかかわらず、予め約定したスケジュールで元利返済を行う必要があります。出資の場合は、出資を受けた先において利益が発生した場

合に限り、その利益に応じて出資者に配当を行うこととなります。

こうしたそれぞれの性質を踏まえ、貴法人の財務状況を勘案しつつ、今後着実に成長していくためには融資又は出資のどちらを利用したほうがいいのかを判断していただく必要があります。

問13 出資を受けるための申し込みはどこにしたらいいのですか。

農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合にお申し込みいただくこととなりますが、ご不明な場合は最寄りの株式会社日本政策金融公庫支店にご相談いただくか、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にご相談ください。

問14 農地を所有できる法人（農地所有適格法人）でも出資を受けることはできますか。

株式会社又は投資事業有限責任組合は、農地法上農地を所有できる法人（農地所有適格法人）に出資することが可能であり、農地所有適格法人でも出資を受けることができます。

問15 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合は、出資先である農林漁業法人等の経営にどこまで関与するのですか。

投資主体は、出資というリスクの高い資金を供給することから、通常、出資先に対して定期的に経営状況についての報告を求めます。また、本制度の目的が農林漁業又は食品産業の持続的な発展に対する寄与であることを踏まえ、投資主体と出資先の農林漁業法人等との契約において、農林漁業法人等に大きな影響を与える経営判断を行う場合は、事前に投資主体へ相談する取り決めをするのが通例となっています。ただし、それぞれ事情が異なりますので、詳細は出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にお問い合わせください。

問16 出資期間が終了したら、その出資は引き上げられてしまうのですか。

出資期間や出資期間終了時の株式等の処分の方法については、出資時に予め投資主体と

出資先の農林漁業法人等との契約において決められるのが通例となっておりますが、それぞれ事情が異なりますので、詳細は出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にお問い合わせください。

問17 出資期間が終了した際、農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が取得した株式等の処分については、例えば、無関係の者に売却しないなど、農林漁業法人等の意向を尊重したものとなるのですか。

株式等の処分の方法については、基本的には、出資時に予め投資主体と出資先の農林漁業法人等が協議をして決めておくのが通例となっており、実際に株式等を処分する際は、その取り決めに沿って行われることになります。なお、事前に懸念される点があれば、農林漁業法人等の定款や投資主体との間の投資契約等において予め定めておくなど、投資主体と事前にご相談ください。

問18 農業経営発展計画（令和7年4月1日施行）によって農林漁業法人等投資育成制度はどのような影響がありますか。

農業経営発展計画制度は、将来にわたる国民に対する食料の安定供給の確保に向け、地域の人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤の強化を促進するため、農地所有適格法人が出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画を農林水産大臣が認定し、認定を受けた農地所有適格法人に対して、農地法第2条第3項第2号に規定する議決権要件の特例措置を講じようとするものです。

農業経営発展計画の承認の際に農地所有適格法人の提携事業者として記載された承認組合は、農地法特例（3分の2に満たない範囲内で出資可能）の適用を受けられます。

問19 どのような事業者であれば本制度の趣旨にあった投資先であると判断されるのか、その基準や確認する方法について教えてください。

本制度の対象となるのは、「農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与」する事業者です。具体的には、その寄与のあり方を示す具体的な目標を設定の上、投資を受けた後は、自らの事業活動を通じて目標の達成に取り組んでいただきます。

この目標については、農林漁業又は食品産業の拡大、付加価値の向上、費用の低減、農林漁業又は食品産業に関する国民の理解の増進、環境への負荷の低減といったものが該当す

と考えられます。また、可能な範囲でできるだけ定量的な目標値又は活動指標である必要があります。なお、農業分野であれば農業経営改善計画などに記載のある営農活動や農業経営の規模拡大が当てはまると考えられます。

別表に目標の例を挙げていますが、判断に迷う場合には、農林水産省経営局金融調整課（農業分野）（電話：03-6744-2167）又は大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課（その他分野）（電話：03-6744-2076）にご相談ください。